

議案第32号

福岡市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分について

平成31年3月29日介護保険法施行令の一部が改正され、同年4月1日から施行されたことに鑑み、所得の少ない被保険者の負担を更に軽減するため保険料率を改める必要があったので、地方自治法第179条第1項の規定により、福岡市介護保険条例の一部を改正する条例を平成31年4月25日次のように専決処分した。

福岡市介護保険条例の一部を改正する条例

福岡市介護保険条例（平成12年福岡市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「29,173円」を「32,820円」に改め、同条に次の3項を加える。

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、23,703円とする。
- 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、38,290円とする。
- 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、52,876円とする。

第11条第3項中「第9条第6号イ」を「第9条第1項第6号イ」に、「第9条第6号から」を「第9条第1項第6号から」に改める。

附則に次の1条を加える。

（平成31年度における普通徴収の特例）

第12条 平成31年度の各納期において納付すべき保険料の納付額は、第10条第3項の規定にかかわらず、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の福岡市介護保険条例第9条及び第11条の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

上記について地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年6月13日

福岡市長 高 島 宗 一 郎